

令和3年 第3回香芝市教育委員会会議（3月定例）会議録

日時 令和3年3月25日(木)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 山田 綾子

〔欠席者〕

委員 關野 英明

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長 澤 和七
教育総務課長 隈崎 倫夫
学校教育課長 廣見 敦志
こども課長 上平 直美
生涯学習課長、青少年センター所長兼任 山下 隆次
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 おはようございます。
早いもので今年度も残り僅かとなりました。
令和2年度最後の教育委員会会議でございますが、招集のご案内を申し上げたところ、委員各位におかれましては年度末の何かとお忙しい中でございますがご参集をいただきまして誠にありがとうございます。
本日の案件は香芝市学校医の委嘱について、また規則改正、文化財の指定など5案件を上程させていただいております。
慎重ご審議をいただきまして、原案承認、可決賜りますようよろしくお願いいたします。
本日關野委員より欠席の報告をいただいておりますが、定足数には達しておりますので、これより令和3年第3回香芝市教育委員会会議(3月定例)を開会いたします。
委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにして下さい。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により

写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、田中委員と三岡委員にお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思います。ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私のほうから報告をさせていただきます。第1回の教育委員会会議から本日（3月25日）までの私の動静につきましてご報告申し上げます。途中で第2回の教育委員会会議がございましたが、その間が短かったために今回合わせてのご報告とさせていただきます。

まず、1月28日の委員会終了後、一人1台の端末を配置するGIGAスクール構想が今年度よりスタートしておりますが、下田小学校でその授業の様子を参観して参りました。まだ配置して間もない中でありましたが、子どもたちは馴れた様子で端末を操作し、先生方も授業の中でも工夫をしながら効果的に活用いただいております。一人一台端末は令和の学びのスタンダードともいわれております。誰一人取り残しがいないよう教育委員会と致しましても、ICT教育活用計画を基にしっかりとサポートして参ります。

5日は大阪教育大学との連携協定に基づく共同研究として下田小学校で公開授業が行われましたので参観して参りました。当日は大阪教育大学より井上先生にお越しいただき指導助言をいただいところであります。今年度はコロナ禍の中にあつて、なかなか思うような活動ができておりませんでした。が授業研究は止ることなく進めていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

8日は校長会が、12日は教頭会が開催され出席しご挨拶を申し上げます。同じく8日は広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会が開催され、補正予算及び新年度予算が決定されました。また、17日には同給食センター運営委員会も開催され、会議後には世界の料理としてメキシコの料理を試食致しました。残食を減らそうと栄養士の先生方や調理員さんが世界の料理やリクエスト献立などバラエティに富み凝ったメニ

ューを子供たちの趣向に合わしながら、また栄養バランスも考慮した中で工夫をいただいている。そのようなご努力をいただいているお陰で、今年は残食率が減少しているということでした。

次に21日は、委員もご出席をいただいた中で教育委員会表彰式を開催致しました。今年度はコロナ禍の影響で多くの大会、競技会が中止されましたが、9名の園児、児童、生徒を表彰することができました。コロナが一日でも早く収束し、これまでどおり多くの子どもたちが活躍できることを願っております。

22日から3月10日まで香芝市議会3月議会が開催されました。また、後ほど内容につきましては報告いたします。

3月1日は、二上小学校の廣川栄養教諭と北中学校の山下教諭が文部科学大臣優秀教職員表彰に選出されましたので表彰状の伝達を行いました。一度に2名の先生が表彰の栄に浴されることは香芝市教育委員会としても大変喜ばしいことであります。今後もますますのご活躍を期待致します。

7日の日曜日にはスポーツ少年団の退団式に出席し祝辞を申し上げます。

16日は中学校の18日は幼稚園・こども園の19日は小学校卒業式が行われ、教育委員の皆様にもご出席をいただいたところであります。今年もそれぞれ制約があった卒業式でありましたが、各校工夫を凝らした思い出に残る卒業式であったと思います。今年も多くの園児、児童、生徒が立派に卒業、卒園をしてくれました。特に中学校での卒業生代表による答辞（別れの言葉）が本当に堂々と立派に、また感情を込めて述べてくれたのがとても印象的でした。指導いただいた先生方に感謝すると同時に子供たちの夢の実現に向けしっかりと応援して参りたいと思います。

24日は市の人事異動の内示があり、また後ほど報告させていただきます。

以上で本日までの私の動静につきましてご報告をさせていただきましたが、今年度はコロナ禍の中にあり、学校訪問や授業参観など学校現場へは出向くことは控えさせていただいておりましたが、やはり子どもたちや先生方の頑張りを見ることは教育委員会としても意義深いものでありますので、規模の縮小や工夫を行いながら取り組みをお願いしたいと思います。

以上、本日までの私の動静につきましてご報告をさせていただきました。

何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

田中委員。

田中委員

失礼いたします。先ほど教育長の動静の最後の方で、卒業式、卒園式のお話がありました。実際に参加させていただきまして、非常に私自身も感動を覚えました。これは幼稚園であっても小学校であっても、大人の私たちが想像している以上の何かを彼ら彼女らは、この1年で得てくれたのかなと思います。この実体験というのは、やはり座学だけでなく、自分の肌で感じたことでありますので、ゆくゆくはこれが非常に大きな形で彼らのスキルとして身につくのではないかと思います。何よりも学校の教職員の皆様方、それからご家庭の保護者の皆様、そしてこの教育委員会が三位一体となって、1つの方向性で進めたことが非常に大きかったのではないかと思います。そ

ういう意味では、事務方の皆様にも非常にお世話をおかけした1年かと思いますが、また来年度もどうかよろしくお願いしたいと思います。以上です。

教育長 他にございませんか。
質問等がございませんので、日程5に進みたいと思います。

日程5(1) 香芝市学校医の委嘱に関する報告及び承認について

教育長 案件(1) 承第2号「香芝市学校医の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。只今提案になりました承第2号「香芝市学校医の委嘱に関する報告及び承認について」につきまして、提案理由説明を申し上げます。
本案は、令和2年度香芝市立鎌田小学校の学校医の担当の変更について、香芝市医師会と協議を行い、後任者の推薦を受けました。
委嘱にあたりまして、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第13号の規定により教育委員会会議にお諮りすべきところ、令和3年2月4日付で委嘱を行う関係上、同規則第4条第2項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、ご報告申し上げます。
何卒、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。こちらの学校医・薬剤師さんの件は私の方では申し上げることはございません。今申し上げてよいことかとも思いますが、機会がないためにあえてお願いしたいことがございます。
年1回の学校での健康診断時に、女子児童、または中学生の女子生徒が上半身の下着をとっての診察ということに非常に恥ずかしさを感じている子どもたちが多いと思います。先日新聞にも取り上げられていたことですが、健康診断時に背骨の湾曲状態を見るとか、虐待の早期発見に繋がるとか非常に大切なこともあるとは重々承知しておりますが、可能な範囲での女子児童女子生徒へのご配慮をお願いしたいと思います。以上です。

教育長 ご意見として賜っておきます。他にございませんか。ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(2) 令和3年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

教育長 続きまして案件(2) 議第6号「令和3年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。只今提案になりました議第6号「令和3年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」につきまして、提案理由説明を申し上げます。

本案は、令和３年度の香芝市立学校の学校内科医・学校歯科医・学校薬剤師の各学校別担当について、香芝市医師会等より報告を受けました。

つきましては、学校保健安全法第二十三条に基づき、別紙に掲げる者に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについてのご議決を求めたく存じ上げます。何卒、ご承認賜りますようお願いいたします。

教育長 この名簿の網掛けの部分が今回変更されるところですね。只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。
 ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程５（３） 香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 続きまして案件（３）議第７号「香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今提案になりました議第７号「香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由をご説明申し上げます。
 本案は、香芝市体育施設の利用手続きにおいて、広く市民の方々の利用に供するため、利用許可申請書の受付を２か月前からに統一し、合わせて利用変更許可申請について整理するとともに、連続した２日以上又は引き続き３回以上の同じ曜日の利用を可能とします。また、別表２の附属設備の追加のために必要な規則の改正を行うものでございます。
 何卒、慎重審議頂きご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。従来は１３日前という制約があったのが２か月前に伸びるということは、非常にいろんな意味で計画が立てやすくなるのかなと思います。これは既存利用者だけでなく、総合体育館、後ほどの有料公園施設を含めて、計画が立てやすくなるということで非常によろしいのではないかと思います。内容について基本的に意義はございません。

教育長 ありがとうございます。他にございませんか。
 ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程５（４） 香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正することについて

教育長 続きまして案件（４）議第８号「香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今、提案になりました、議第８号「香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明を申し上げます。
本案は、香芝市有料公園施設の利用手続きにおいて、広く市民の方々の利用に供するため、利用許可申請書の受付を２か月前からに統一し、合わせて利用変更許可申請について整理するとともに、連続した２日以上又は引き続き３回以上の同じ曜日の利用を可能とするために必要な規則の改正を行うものでございます。
何卒、慎重審議頂きご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。先ほどの社会体育施設と同様に、やはり有料公園施設も同じ形に揃えていただいて、これも非常に利用価値が上がるのではないかと思います。以上です。それと、採決が終わりましたら少し体育館の利用等々の現実的な部分の意見を述べさせていただきたいと思います。

教育長 他にございませんか。
ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。
では、田中委員お願いいたします。

田中委員 詳しい内容を理解しているわけではないので、取り間違いであるとか聞き間違いでありましたらその旨訂正をお願いしたいです。

今総合体育館の方で継続申請の件について、既存の利用者の方に生涯学習課の方から利用方法について変更ということで会議を何度かもたれたと聞いております。伺っている範囲内から言うと、何か体育館の枠を空けることが目的になってしまっている風に個人的には感じられます。

元々、文部科学省、今でしたらスポーツ庁が干渉していますが、成人が週に１回以上スポーツをしようというような目標を立てておりまして、現在のところ５０数パーセントぐらい、おそらく数年の間で６５パーセントぐらいに高めたいという目標があります。その中で従来の継続申請に則った形の利用方法では、週に１回活動ができるというようなローカルルールがありました。先ほど言いました週に１回文部科学省なりスポーツ庁の方針から言うと、今回伺っているのは、それが月に２回になって利便性が少し低下するという風に聞いています。一般の利用者の方との利用の整合性であるとか、いろいろ配慮をしなければならないという部分はありますが、もう少し良いやり方があるのではないのかなと個人的には思います。

その中で既存の継続申請の方法そのものは、まず残していただけないかなと思います。これは従来から私自身も利用させていただいている時に思っていたのですが、利用者にとっても施設管理者にとっても手続きの簡素化が図れるという面でメリットはあるのかなと思います。利便性の面だけで言うてはいけないのですが、実際問題、これが月に２回で残り２回を２か月前に申請に行かなければならないとなると、非常に利便性が落ちてしまうのではないかと思います。

そんな中であくまでも個人的な考えですが、従来通り原則的な活動は認める中で、

逆に一般利用の方が来られた場合にそのスペースを後から一部空けていただくというようなルールを作ってはどうかと思います。どこかでお互いが納得できるような形の妥協点を探すようなルール作りをした方がお互いにとってメリットがあると個人的には思います。そういう部分で9月までまだ時間はありますけれども、その中でその辺りの部分を少し慎重に考えていただきたいと思います。

それと、最後になりますが、委員会で採決をとるような条例の改正であつたりとか、そういう部分は当然私たちは内容を知ることができるのですが、こういう風なローカルルール的な実際の運用上の部分に関してもできましたら事前に、こういう問題点があつて方向性を考えていかなければならない上で、そういう方向性でいきたいと思うということも事前に情報をいただき、その中で懸念する部分に関しては先にお伝えも出来るだろうと思いますので、そういう部分も今後少し事前にレクチャーしていただけたらなと思います。以上です。

教育長

教育部長。

教育部長

失礼いたします。田中委員が仰いますように、継続クラブの方への次年度の利用説明会の際に私どもとしましては、この総合体育館の改修前の段階から、指定管理者の方には継続クラブさんの利用方法について毎週から隔週にしていきたいと、ただし、それは利用制限をするのではなくて、継続的に優先的に使っていただくのが隔週になるけれども、残りの週については一般の方と同じように利用申請をして、改めてしていただくというようなところで、そこをオープンにしていきたいということのお願いをしております、1月30日及び2月21日にその説明会をさせていただきたいということでございます。

その際に継続クラブの方からは、今懸念されていますように非常に大きな反発があつたと、毎週やってきた自分たちのコミュニティが壊れてしまうといったようなご意見や、一方的で説明が不足しているといったようなご意見等がございました。私どもとしては説明が十分でなかった、その確認ができていなかったことについてはお詫びを申し上げて、この9月いっぱいまでは土日がワクチンの会場になるといったようなことで不測の事態であるというようなことも配慮した中で、半年間の猶予期間を改めて設けて10月1日からは、今説明申し上げた通り隔週にさせていただきたいというようなことのお話をさせていただきました。

週1回のスポーツ庁からの推奨があることについては、私どもとしましては、十分承知した中でのことですが、それが継続クラブの方だけにそういった優先的な利用があるということに対する疑念や懸念がある種不満の声があるということを議会を通して私ども知ることになったわけでございます。そういった中でそれを今のままにするといったようなことは議会とのお約束の中では、それはまた私どもとしましては信頼を失うことになりますので、その際にやりとりしました、スポーツ振興のためにもすそ野を広げていく、そのためには今の継続クラブがいわゆるその時の議会でのやり取りの言葉をそのまま使わせていただきますと、いわゆる既得権といったようなものを少し見直して利用の範囲を広げて数多くの、今総合体育館を継続的に使っていられない方にもチャンスを広げていくという趣旨でご説明を申し上げました。ただ重ねて申し上げるようではありますが、その説明の仕方については不十分なところがあったので、半年間の猶予期間を設けて、改めてのご説明をさせていただきたいといったような経緯があつたことは事実でございます。

2か月前という今規則改正のご承認を頂きましたけれども、そういった観点から8月までには、やはり複数回説明を申し上げて、今継続的にご利用いただいている方がもっておられる不安な部分ですとか施設をどう使っていくか、例えば総合体育館以外に定期的に使えるような社会体育施設が他にないのか、学校施設の社会体育利用などの提案もしながら、しっかりとご理解いただけるように私どもも務めて参りたいと

考えております。以上です。

教育長 田中委員。

田中委員 説明頂きありがとうございました。確かに部長が仰るように私個人としては、あくまでも継続申請については、手法として今まであったと、ただ言葉としては継続利用という言葉が以前から一人歩きしている部分を多少懸念していました。

実際先ほども言いましたように、施設利用の事務的な手間を省くための申請であったはずのものが、いつの間にか継続的に利用できるというように少し権利化されている部分というのは、これは利用していただいている皆さん、やはりこの部分に関しては意識を変えていただかないといけないと思います。この部分がそのままの意識であれば、いつまで経っても平行線であると思います。その辺りの説明の部分で先ほど私が申し上げたのも、要するに継続申請についてはできるだけ手間を省ける方向でいけたらどうかと思います。基本的にその中で、原則は月2回の中で例えば他の方が使われなかったら継続申請上の日にちをそのまま利用できるとか、そういう考え方でいけば従来とあまり変わらない手続きの中で、どちらかというと継続的に利用できる部分も安心できるのかなと思いましたので先ほどの意見を述べさせていただきました。

あくまでもやはり一部のスポーツをされる方の専用の施設ではないですので、市民であればどなたでも利用できるという大原則を曲げてほしいという提案では決してありませんので、その辺りも非常に情報が錯綜しており会議が混乱する要素の一つではないのかと思いますので、そういう部分の言葉の整理に関しましてもお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

日程5(5) 香芝市指定文化財の指定について

教育長 では、続きまして案件(5)議第9号「香芝市指定文化財の指定について」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今、提案になりました、議第9号「香芝市指定文化財の指定」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年3月12日開催の香芝市文化財保護審議会において、「狐井稻荷古墳子持勾玉1個」と「狐井城山古墳子持勾玉1個」の2件の文化財を香芝市文化財保護条例第16条第2項の規定により、文化財に指定するよう答申されました。

これらの文化財は、古墳の造営や葬送儀礼に関わる祭祀の時に使用された可能性が高く、古墳時代の祭祀を研究する上で学術上極めて貴重な有形文化財ですので、香芝市指定文化財として指定したく存じます。

何卒、慎重ご審議の上、原案ご議決賜りますようお願い致します。

教育長 只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。今回、同じ狐井の2つの古墳から似たような子持勾玉が出てきて、先日二上山博物館の方でそれを拝見させていただきました。その時に受けたレクチャーから、非常に珍しい物であると思います。そういう部分で、この申請はこの通りでよろしいのではないかと思います。以上です。

教育長 他にございませんか。
ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないで

しょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。
本日追加議案が提出されていますが、ここでこの案件を日程に追加し審議することにご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、議案を追加し審議することといたします。
追加の案件の議第10号、諮第2号につきましては、人事に関する案件になりますので、秘密会として審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、この2議案については秘密会とさせていただきます。傍聴人の方は、退席していただきますようお願いいたします。
暫時休憩いたします。

（非公開部分）

教育長 休憩を解いて再開します。

日程5（6）その他

教育長 続きまして、案件（6）その他として各課より報告があればお願いします。教育部長。

教育部長 失礼いたします。教育長の動静にもございましたが、去る2月22日から3月10日まで開催されました3月議会の概要について報告させていただきます。本議会で提出されました議案は29議案、意見書1件について審議されたところでございます。教育委員会の所管する議案といたしましては、保育所等の利用者負担、いわゆる保育料につきまして第6階層以下の2人目の保育料を無償化する等の香芝市特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正と、旭ヶ丘第2学童保育所の所在地を旭ヶ丘小学校内へ移転することによります、香芝市立学童保育所条例の一部改正の2議案でございます。

また、令和2年度の補正予算、そして令和3年度の当初予算につきましてご審議をいただきました。特に予算委員会におきましては、就学援助制度の状況、またスクールサポートスタッフの全校配置の期待される効果、さらにはスクールカウンセラーへの相談件数が増していることを受け、今後も予算を確保してもらいたいというご意見、さらにはICT教育を進める上で、今後はリモート教育をさらに進めてもらいたいといったご質問やご要望をいただきました。いずれも全会一致で可決いただいたところでございます。

一般質問につきましては、8名の議員から質問がございましたが、その内5名から教

育委員会が所管する業務に関連する質問をいただきました。主な質問でございますが、特別支援教育の現状と課題に関する事、本市の文化財の魅力向上に関する事、保育における支援加配に関する事、教育現場における改修を要する箇所の把握やその整備状況に関する事、田中委員からのご意見にもございましたが、総合体育館の整備や体育施設全体の利用に関する事について様々な角度から、ご質問をいただいたところでございます。ご指摘いただきました件につきましては、継続して研究、検討を重ねまして実現に向けて今後も取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。只今の報告につきまして何かご意見ご質問等ございますか。ないようですので、次の報告は何かございますか。市民図書館長。

市民図書館長 失礼いたします。市民図書館から電子書籍の受け入れの進捗状況についてご報告させていただきます。先の3月議会で補正予算が認められ、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用しまして、学校図書館用と市民図書館用の電子書籍を合計約3100タイトル発注いたしました。現在受け入れ作業を進めており、3月中には今回発注分を含めて合計約3800タイトルの電子書籍を利用していただける準備が整う予定です。新学期からは市内の小中学校の児童生徒の皆さんにも広く電子書籍をご利用いただけたらと思っております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。只今の報告につきまして何かご意見ご質問等ございますか。ないようですので、次の報告は何かございますか。教育部長。

教育部長 失礼いたします。先ほど私、議会の概要についてご報告させていただきましたけれども、教育委員会の関連する提出議案の中に財産の取得、務支援システムのパソコン購入の部分が抜けてございましたので、その分を付け加えさせていただきまして提出議案は3議案ということでございました。以上です。

教育長 ありがとうございます。
他に報告は何かございますか。
ないようでしたら、次回の令和3年第4回教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の令和3年第4回教育委員会会議は、4月28日水曜日、午前10時の予定でお願いいたします。
本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重ご審議をいただきまして、ありがとうございます。これもちまして、令和3年第3回教育委員会会議を閉会といたします。

(午前10時52分 閉会)